

川崎市税公告第26号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づく平成29年川崎市税公告第20号において、別途公告することとしている期日は、平成29年2月10日とします。

平成29年2月7日

川崎市長 福田 紀彦